

**青梅市農業委員会委員および青梅市農地利用最適化推進委員
の定数条例**

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、青梅市農業委員会委員および青梅市農地利用最適化推進委員の定数を定めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市農業委員会委員および青梅市農地利用最適化推進委員
の定数条例**

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 2 項および第 1 8 条第 2 項の規定にもとづき、青梅市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）および青梅市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第 2 条 農業委員の定数は、1 4 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、5 人とする。

付 則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 2 7 年法律第 6 3 号）附則第 2 9 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任

するものとされる農業委員の任期満了の日（選挙による農業委員の全員が
全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。